

社援発0413第1号  
平成29年4月13日

各 社会福祉法人等関係団体の長 殿

厚生労働省社会・援護局長  
(公 印 省 略)

中核的な役割を担う介護福祉士の資質向上に関するモデル事業の実施について

標記については、介護の現場において、中核的な役割を担う介護福祉士が、その専門性を高めるにあたって必要となる専門分野や人材育成内容等の検討を行い、介護事業所においてモデル的に実施することで、介護福祉士の専門性の高度化による資質向上のあり方について検討することを目的として、別紙のとおり「中核的な役割を担う介護福祉士の資質向上に関するモデル事業実施要綱」を定め、平成29年4月13日から適用することとしたので通知する。

(別紙)

## 中核的な役割を担う介護福祉士の資質向上に関するモデル事業実施要綱

### 1 事業の目的

求められる介護サービスを提供するための多様な人材の活用と人材育成に向けた取組の一環として、介護の現場において、中核的な役割を担う介護福祉士が、その専門性を高めるにあたって必要となる専門分野や人材育成内容等の検討を行い、介護事業所においてモデル的に実施することで、介護福祉士の専門性の高度化による資質向上のあり方について検討することを目的とする。

### 2 実施主体

実施主体は、民間団体とする。

### 3 事業内容

#### (1) 中核的な役割を担う介護福祉士の資質向上に関するモデル事業

介護事業所において、中核的な役割を担う介護福祉士を育成するため、専門性を高めるための分野別の研修プログラムを開発し、介護サービスを提供する施設等において当該研修プログラムに基づいた研修をモデル的に実施し、その結果を踏まえた研修実施のためのガイドラインを策定する。

#### ア 中核的な役割を担う介護福祉士に必要な専門分野の検討

実施主体において、学識経験者等の介護福祉士の育成に精通している者で構成する検討の場を設け、介護現場において中核的な役割を担う介護福祉士に求められる役割を踏まえた上で、育成に必要な専門分野と修得すべき内容を検討し、各分野に係る知識・技術を修得するための研修プログラムを策定する。

#### イ モデル事業実施事業所の選定

アで検討した研修プログラムを実施するモデル事業実施事業所を選定する。実施する事業所については、特別養護老人ホーム、老人保健施設、認知症対応型共同生活介護、通所介護等の介護サービスを提供する事業所を選定し、計20事業所程度で実施するものとする。

#### ウ モデル事業実施にかかる指導担当者の選定

実施主体は、研修プログラムに基づいた研修が円滑に行われるよう、モデル事業を実施する事業所に派遣する指導担当者を確保し、モデル事業を実施する事業所に対して、研修プログラムの策定や定期的な訪問による評価などの支援を行わせるものとする。

#### エ モデル事業の実施

モデル事業を実施する事業所において、研修受講の対象となる職員を選定し、指導担当者の支援を受けながら、研修プログラムに基づいた研修を実施する。指導担当者はモデル事業の結果について取りまとめ、実施主体へ報告する。実施主体は、モデル事業の結果を踏まえて、中核的な役割を担う介護福祉士の育成に向けた研修ガイドラインを策定する。

(2) 成果の報告

事業の成果について、報告書を取りまとめ、国へ提出するものとする。

4 国の補助

国は、本事業に要する経費について、別に定める交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助するものとする。

5 事業採否の決定方法

本事業の実施団体は、別に定める評価委員会における事業の評価を踏まえ、予算の範囲内で決定するものとする。